



「授乳がうまくいかない」「育児を手助けしてくれる人がいない」「産後の体調がすぐれない」…など、
産後のサポートが必要なお母さんが、医療機関や助産院で、**からだところのケア、育児に関する相談・助言**を受けるためのサービスです。

ご利用期間は
産後1年未満
です。



利用できる方

うるま市に住所があり、**産後1年未満**のお母さんと赤ちゃんで、
産後の体調不良や育児不安等がある方（※医療行為の必要な方は利用できません。）

ケアの内容

- ・お母さんのケア（乳房ケア、授乳、沐浴指導、保健指導など）
- ・赤ちゃんのケア（発育測定、沐浴など）
- ・育児に関する助言や相談など
- ・食事の提供（宿泊型、日帰り型〔6時間〕の場合）など



利用日数

①**宿泊型** ②**日帰り型**（3時間・6時間） ③**訪問型** を組み合わせて**合計7日間**利用できます。
※組み合わせは自由です。

利用の流れ

① 利用申請（申請書を提出する）

うるま市役所 子育て包括支援課 包括支援係に、申請書を提出してください。
（うるま市ホームページから申請書類のダウンロードも可能です）

※1月1日時点でうるま市に住所のない方は、前住所地からの課税証明書が必要です。

② 利用承認通知書と利用券が届く（※ 予約は完了していません ※）

申請後、審査を行います。利用が決定した方には、
「産後ケア事業利用承認通知書」、「産後ケア事業利用券」、
「産後ケア事業減免券」※1をご自宅へ郵送します。

③ 利用日を決める（利用の予約）

ご自宅に、「産後ケア事業利用承認通知書」と「産後ケア事業利用券」と
「産後ケア事業減免券」※1が届いたら、同封の「産後ケア利用施設」リストの中から施設を選択し、
ご自身で直接、利用希望日の3日前までに、施設又は助産院に連絡し、予約をしてください。

（注）1. 施設によってはサービス提供可能日、受け入れ対象月齢が異なります。
また、施設に空きがない場合には、ご希望に添えない場合があります。

④ 産後ケアの利用日当日

利用日当日は、
「産後ケア事業利用承認通知書」を提示し、「産後ケア事業利用券」、
「産後ケア事業減免券」※1を施設の方へお渡しください。

⑤ 利用者負担額（利用料）の支払い

産後ケア終了後に、**利用料を施設へお支払い**ください。

※1「産後ケア事業減免券」市町村民税課税世帯のみ送付です。



利用料金

サービスの種類	委託基準額 (非課税)	市負担額	利用者負担額 (利用料)	利用時間など
宿泊型 (1泊2日)	44,000 円	40,000 円	4,000 円	AM10 時～翌日 AM10 時 (昼・夕・朝食付)
日帰り型 (1日6時間)	20,000 円	19,000 円	2,000 円	AM10 時～PM16 時の間 (昼食付)
日帰り型 (1日3時間)	11,000 円	10,500 円	1,000 円	AM10 時～PM16 時の間 (昼食なし)
訪問型 (1日3時間)	12,000 円	11,500 円	1,000 円	AM10 時～PM16 時の間 ⇒施設の訪問担当者で調整 (昼食なし)

※令和 7 年 4 月 1 日現在の金額です。

※市町村民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、免除制度があります。

必要な持ち物

- 産後ケア事業利用承認通知書
- 産後ケア利用券
- 産後ケア減免券※課税世帯のみ
- 母子健康手帳
- 健康保険被保険者証
- お母さんと赤ちゃんの衣類
- オムツ
- おしり拭き
- ミルク又は離乳食
- 哺乳瓶
- 宿泊の場合は洗面用具等

※必要な持ち物の詳細については、予約調整時に利用施設へご確認ください。

【注意事項】

- ① 利用の変更、中止をする場合は、利用予定日の 2 日前の 17 時までに、利用する施設へ連絡をして下さい。なお、連絡がない場合や前日または当日に変更、中止をした場合には、キャンセル料が発生するとともに、サービスを 1 回利用したものとみなします。
- ② うるま市を転出後に「産後ケア事業利用券」を使用した場合には、利用料全額（委託基準額）を請求いたします。
- ③ 宿泊型・日帰り型は、お母さんと赤ちゃん一緒にご利用ください。赤ちゃんのお預かりはいたしません。
- ④ 宿泊型・日帰り型は、上のお子さんと一緒にご利用いただくことはできません。



📞 お問い合わせ 📞

☎ 904-2292

うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号

うるま市役所 子育て包括支援課

包括支援係 TEL 989-0220

